平成２７年5月１０日　　第　４４０　号

防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合　●東京都文京区本郷一丁目１５番６号　☎ 03-3813-9650(代)

URL　http://nichibou.main.jp/

事務連絡　nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp
営業連絡　nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

4月度理事会の概要　・・・・・・・・・・・・・　1～5

情　報

◎危険物安全週間　６月７日（日）～６月１３日（土）
消防庁危険物課（自主防災２０１５．No.245）　・・・　6～8

◎消防法施行令の一部を改正する政令等の概要
消防庁予防課（フェスク２０１５．４）　・・・　9～13

◎歩きスマホ等に係る事故に注意
東京消防庁　・・・　14～17

事務局だより

・組合員情報　・・・　18
・共済制度について　・・・　18
・注文は今後もFAXで　・・・　18

４月度理事会の概要

開催日時：　平成２７年４月２３日（木）15時00～17時00分
開催場所：　文京シビックセンター　３階　Ａ会議室
　　文京区春日１－１６－２１
理事総数：　１０人
出席理事数：　７人

（１）理事長挨拶

本日はお暑い中ご苦労様です。本日は組合新入社員の野村幸世を紹介いたしますので宜しくお願い致します。

（２）業務報告

４月１０日　第４８回通常総会　公告
４月１６日　三役会議　決算の確認、総会の進め方の確認
４月２１日　会計監査　今後顧問弁護士をお願いする星出氏
　　三役、監事等に挨拶。

① 事務局運営・渉外

５月に行われる関連諸団体の総会懇親会の出席者の確認
５月１５日　（一社）全国消防機器販売協会
　　廣江理事長、磯部副理事長、中島専務理事、岡野局長
５月２４日　防災かながわ協同組合
　　廣江理事長
５月２７日　（一社）日本火災報知機工業会
　　廣江理事長、磯部副理事長
５月２８日　神奈川県防災消防協同組合
　　廣江理事長、岡野局長
５月２９日　（一社）全国消防機器協会
　　廣江理事長、武藤理事

４月２０日をもって山﨑紀子が退職、４月２１日より野村幸世が就労

② 広報

防災組合ニュース　４月１０日号発行。

③ 教育

松原理事よりの報告

自分の関係する会社の現場担当者がハロンガス８本を放出してしまった。その担当者は経験者だが作業手順を理解していなかった。

依然から組合は危機管理の講習を実施していこうという計画を立てていた。今回のこのような事例を踏まえて各設備の基本作業の講習も加味して実施して行こうということを確認した。

④ 福利厚生・企画

なるべく早めに屋形船、ボーリング大会等の計画をたてる。

又、今期は６月に移動理事会を実施する。

⑤ 財務・共同購買

岡野局長より共同購買と財務の前年度との違いが説明された。

２６年度は売上の増加と費用の切り詰めで何とか黒字決算となった。今期は、会員の増員と売上アップで財政の安定を目指していく。

⑥ 開発

担当理事が欠席のため報告は行われなかった。

⑦ 研究部会

ＫＹハンドブックのＤＶＤがでているので支部会の会合で観ることはできないか？いろいろ難しいところもあるが検討してみる

（松原理事）

⑧ 防排煙検討委員会

ゲラ刷りは出来ていて、５月末には防排煙設備実務必携Ⅱが出来上がる。価格の設定を次回の理事会で行う。ゲラ刷りの出来とかかった費用を参考にする。

組合員各位に無料で１部配布することを決定した。

⑨ 青年部

青年部は、これまで事務局が活動を報告するという動きで担当理事をおいていなかった。このたび廣江理事長が担当することとなり、関係の強化を図る。

⑩ 支部運営促進

合同支部会の日程を検討した。例年通り９月の第三木曜日に決定した。従って各支部会はその後に行って頂くことを基本とすることとなった。(合同支部会で決定した課題を各支部に持ち帰り審議して頂く)
また、いろいろと支部会の参加者を増やすための試みを進めて行く努力をする。

（３）議案の審議

第１号議案　第４８回通常総会事案について

共同購買感謝状受賞者、永年勤続表彰者の確認をし、了承された。
今回の総会６号議案　定款の一部改正について総会資料の変更理由についての確認を行った。

第２号議案　総会における任務分担

各理事に役割が分担された。総会当日、再度役割を確認し遺漏のないようにする。

第３号議案　総会における表彰式・講演会・懇親会について

講演会は小出所長に依頼　演目は＜遺言について＞
他にパソコン上での注文書、請書等のやり取りについて話していただく。
懇親会では中山監事に乾杯をお願いする。その際顧問弁護士の星出氏を紹介していただく。

第４号議案

理事長より関西での防排煙講習会の開催についての話があり討議した。
今秋に実施、協賛メーカーが出てきているという話は出ているが、具体的な形になっていない。５月１５日に全消販の懇親会で大島事務局長に話をして関西での開催の協力をお願いする。派遣する人、費用、会場等々クリアしなければならない問題は多い。是非成功させるため理事各位の協力を要請した。

次回理事会　平成27年５月２１日（木）東京ガーデンパレス「橘」
１２時００分～１４時３０分

平成２７年４月度業務報告

・月　日　（曜）	・内　容　等	・来局理事等
３月２４日（火）	業務決裁　・・・	廣江理事長（会社にて）
３月３０日（月）	業務決裁　・・・	廣江理事長（会社にて）
４月１０日（金）	第４８回通常総会　公告	組合事務所
	従業員採用面接	廣江理事長
４月１３日（月）	経営診断　・・・	小出会計副所長
４月１６日（木）	三役会議　・・・	組合事務所
４月２１日（木）	会計監査・・・	文京ｼﾋﾞｯｸｾﾝﾀｰ　５－Ｂ会議室
４月２３日（木）	４月度理事会　・・・	文京ｼﾋﾞｯｸｾﾝﾀｰ　３－Ａ会議室

平成27年度

危険物安全週間

6月7日(日)～6月13日(土)

東京消防庁危険物安全標語

「危険物　一人一人が　責任者」

作者　田中佑弥さん　練馬区

東京消防庁　危険物課

1　はじめに

毎年行われる行事に「○○週間」「○○月間」「○○運動」など、ある一定期間に何らかの目標を持って実施されるものがあります。こうした行事の一つとして、「危険物安全週間」があります。

今年度の危険物安全週間は、6月7日（日）から13日（土）までの1週間、全国で実施されます。東京消防庁管内の各消防署でも講習会、消防演習など様々な行事が行われます。

平成27年度　東京消防庁危険物安全週間ポスター

2　危険物安全週間のはじまり

昭和30年代、気温の上昇する6月ころからセルロイドの自然発火による火災が多発していたことから、昭和38年に東京都が初めて6月20日を「危険物安全の日」と定め、危険物の保安に関する広報等が実施されることになりました。

しかし、これは東京都のみで実施され、全国的なものではありませんでした。

危険物安全の日が制定された翌年の昭和39年7月14日、東京都品川区勝島において倉庫の周囲に野積みしていた硝化綿入りのドラム缶から出火し、周辺の危険物に次々と燃え広がって爆発するという大火災が発生しました。

この火災を契機として、昭和40年に危険物安全の日は7月14日に改められましたが、プラスチック製品の増加に伴うセルロイド製品の減少等により昭和45年に廃止されました。

その後、平成元年に全国の消防長の会議における提起により、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、現在に至っています。

3　危険物施設等に係る事故の状況等

(1)　過去5年間の危険物施設等における事故の発生状況について

東京消防庁管内の危険物施設等で発生した事故の件数は、平成22年に最低の63件でしたが、翌年東日本大震災の影響もあり98件と増加しました。平成24年には68件と大きく減少したものの、平成25年、平成26年と再び増加し（図1）、平成26年

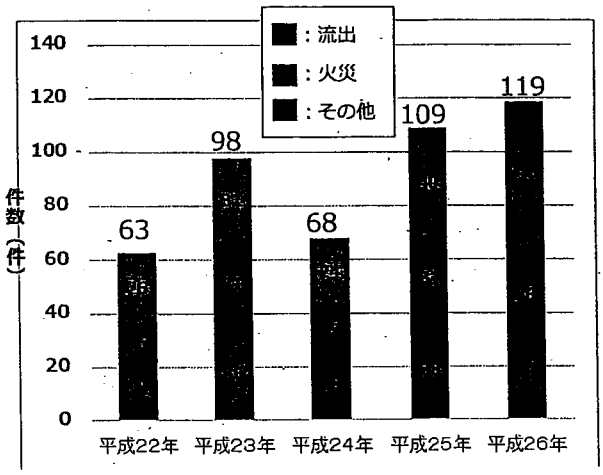

図1　危険物関連施設等における事故件数の推移

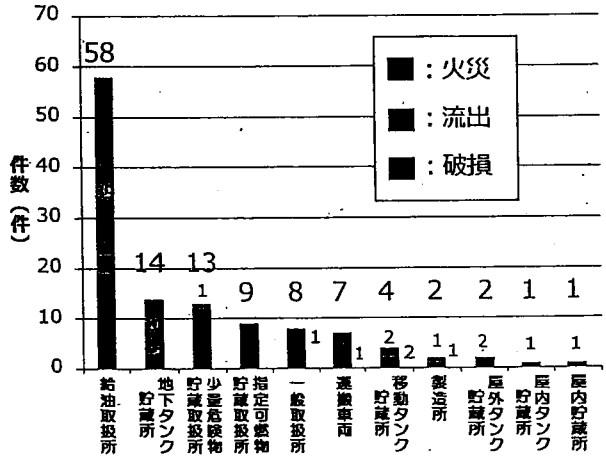

図3　平成26年中の施設別事故発生状況

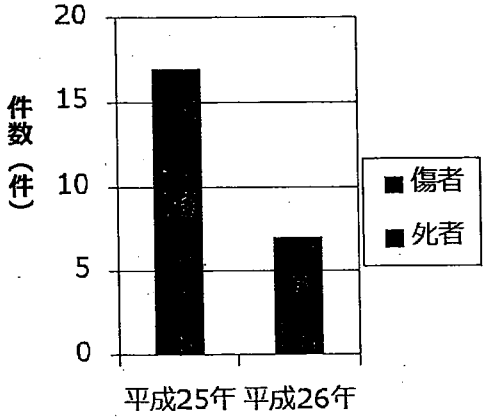

図2　死傷者の発生状況

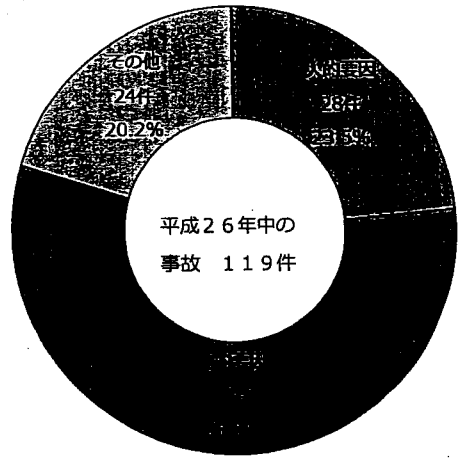

図4　平成26年中の事故要因の状況

は合計119件と過去最多の件数となっています。

平成26年中の危険物施設等において発生した事故は、火災36件、流出29件及びその他54件の合計119件となっており、これらの事故により死者が1名、傷者が6名発生しました。死者は、移動タンク貯蔵所の交通事故で発生しています。

平成25年と比較すると、事故件数は10件増加したものの、傷者は10名減少しました。死者は、平成25年に引き続き、発生しています。また、事故種別ごとにみると、火災が5件、その他は14件、それぞれ増加したものの、流出は9件減少しています（図1、図2）。

事故の状況を施設別にみると、給油取扱所58件、地下タンク貯蔵所が14件、少量危険物貯蔵取扱所が13件、指定可燃物貯蔵取扱所が9件、一般取扱所が8件、運搬車両が7件、移動タンク貯蔵所が4件、製造所及び屋外タンク貯蔵所がそれぞれ2件並びに屋内タンク貯蔵所及び屋内貯蔵所がそれぞれ1件となっています。（図3）。

事故の発生を要因別に見ると、誤った操作や日常の維持管理が不十分であったなど人的要因による事故が28件、金属配管が腐食するなど設備の劣化等の物的要因による事故が67件、その他の要因による事故が24件となっています（図4）。

(2)　給油取扱所における事故状況について

平成26年中の事故の特徴として、給油取扱所内の交通事故に起因する事故が多かったことが挙げられます。給油取扱所内で発生した事故（58件）のうち、破損、流出事故は52件発生しています。このうち、交通事故によるものは32件と過半数を占めています。

給油取扱所での事故事例

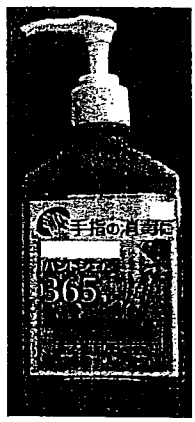

身の回りの危険物の一例（その１）
（手指消毒用アルコールスプレー）

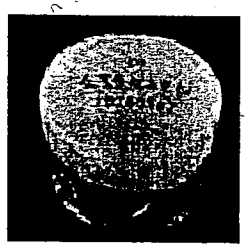

身の周りの危険物の一例（その2）
（左：高濃度アルコール飲料、ウオッカ　度数96%
右：簡易料理用の固形燃料（第二類引火性固体））

4　身の回りの危険物

危険物はその性質を利用して様々な分野で利用されていますが、その取扱いを誤ると火災や流出事故につながるおそれがあります。

皆さんの日常生活の中にも次のような危険物がありますが、意識したことはありますか。

例えば、自動車の燃料として使用するガソリンや軽油、また、ストーブの燃料として使用する灯油、さらには化粧品やマニキュア、高濃度アルコール飲料、消毒用アルコール、アロマオイルなど、探してみると思った以上に危険物に該当する製品が多いことに気が付きます。

身の回りの危険物に関する事故事例として、「たばこを吸おうとしてライターに点火したところ、床にこぼれていた除光液の可燃性蒸気に引火して火災になった」「ガソリンスタンドで車両に給油ノズルを差し込んだまま発進させてしまい、ガソリンが漏れた」「飲食店の害虫駆除のため、消毒用アルコールを床面に散布し、火をつけたところ火災になった」などがあります。

5　おわりに

危険物に係る事故を未然に防止するためには、危険物を取り扱う私たち一人一人が危険物に対する十分な知識を備えるとともに、適切に施設等を維持管理することが大切です。

今回の「危険物安全週間」を機会に、普段何気なく使っているガソリン、軽油、灯油などの身の回りの「危険物」について、貯蔵方法や取扱いに関して改めて確認していただくとともに、危険物を取り扱う事業所においては、「事故につながるような隠れた要因がないか？」という観点に立って、施設における日常点検や災害時の対応要領など自主保安体制について再確認し、危険物に係る事故の発生防止に努めてください。

消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

消防庁予防課（フェスク２０１５．４）

●はじめに

平成27年２月27日に、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）が公布された。今回の改正は、３月号で解説した「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。）の一部改正のほか、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号。以下「368号政令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正により、令別表第１（５）項イ並びに（６）項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたことに伴い、「消防法施行規則」（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）を改正し、令第１条の２第２項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準を整備するとともに、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模省令」という。）等において所要の規定の整備を行うものである。

本稿では、改正省令のうち、規則及び特定小規模省令の一部改正の概要を解説する。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

●改正の背景等

368号政令による令の改正により、令別表第１（５）項イ並びに（６）項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたことに伴い、複合用途防火対象物におけるこれらの用途に供される部分について、368号政令等による改正後の消防用設備等に係る技術上の基準が適切に適用されるよう、「令別表第１に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年４月15日付消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）を改正し、令別表第１（５）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分並びに（６）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分については、令第１条の２第２項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした。

これに伴い、令別表第１（５）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分並びに（６）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存することにより、これらの用途に供される部分以外の部分に新たに設置が必要になる消防用設備等に係る技術上の基準を整備すると

ともに、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成20年８月28日消防予第200号)及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成21年３月31日付消防予第131号)により既に令第１条の２第２項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととされている令別表第1(２)項ニ及び(６)項ロに掲げるカラオケボックス等及び社会福祉施設についても、今回新たに令第１条の２第２項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととされた用途と同様に、規定の整備を行うこととした。

●改正省令の概要

１　スプリンクラー設備を設置することを要しない部分(規則第13条第１項関係)

スプリンクラー設備の設置を要しないものとして令第12条第１項第３号に規定する「総務省令で定める部分」に、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(１)項から(４)項まで、(５)項イ、(６)項又は(９)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。以下同じ。)の次に掲げる部分(平成28年４月１日までの間にあっては、②及び③に掲げる部分)以外の部分で10階以下の階に存するものを追加することとした。

①令別表第１(６)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

②令別表第１(６)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

③令別表第１(６)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(介助がなければ避難できない者として規則第12条の３に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあっては、床面積が275㎡以上のものに限る。)

小規模特定用途複合防火対象物は、当該防火対象物に存する特定用途に供される部分が、41号通知１(２)に該当することにより令第１条の２第２項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」としての取り扱い(以下「みなし従属」という。)の適用を受けた場合において、特定用途以外の用途に供される防火対象物(以下「非特定用途防火対象物」)として取り扱われていた防火対象物である。

11階建て以上の非特定用途防火対象物は、令第12条第１項第12号に掲げる防火対象物に該当し、11階以上の階にスプリンクラー設備の設置を要することとなるが、令別表第１(２)項ニ、(５)項イ又は(６)項イからハまでに掲げる防火対象物(同表(６)項イ又はハに掲げる防火対象物にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途(以下「みなし従属適用除外用途」という。)がみなし従属の適用除外となることにより、令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物として令第12条第１項第３号の適用をうけ、10階以下の階についてもスプリンクラー

【スプリンクラー設備】

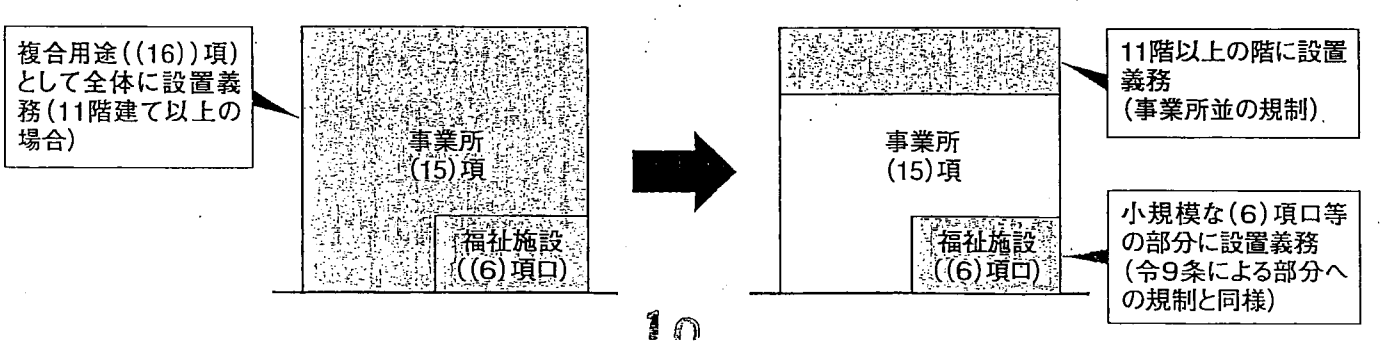

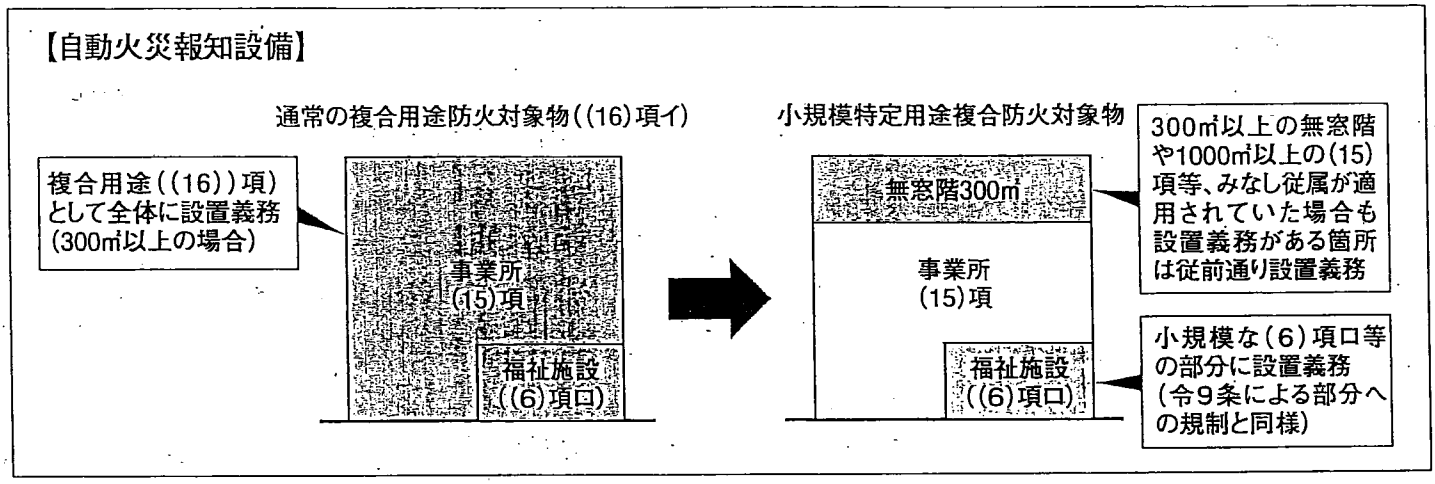

設備の設置を要することとなる。

そのため、11階建て以上の小規模特定用途複合防火対象物の10階以下の階で、上記①から③までに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分については、みなし従属が適用された場合と同様、スプリンクラー設備の設置を要しないことを規定したものである。

2　自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分(規則第23条第4項及び第24条関係)

自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。)の部分(同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項のいずれかの用途に供される部分で当該部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものにあっては、当該部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が500㎡未満(令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては1,000㎡未満)であるものを追加することとした。

本規定は、小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、みなし従属適用除外用途に供される部分以外の部分について、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しないこととしたものである。

ただし、次に掲げる防火対象物又はその部分については、みなし従属が適用された場合であっても自動火災報知設備の設置を要する部分であることから、設置免除の対象外とした。

①令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物

②令第21条第1項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分

③令別表第1(13)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分

④令別表第1各項のいずれかの用途に供される部分で床面積が500㎡以上(令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては1,000㎡以上)のもの

⑤令別表第1各項のいずれかの用途に供される部分で、床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最大であり、かつ、当該部分とみなし従属適用除外用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上(令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては1,000㎡以上)のもの

また、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分として今回新たに規定した部分(以下「感知器免除部分」という。)には、発信器及び地区音響装置についても設けることを要しないこととした。

3　避難器具の設置個数の減免(規則第26条第6項関係)

小規模特定用途複合防火対象物に存する令

【避難器具】

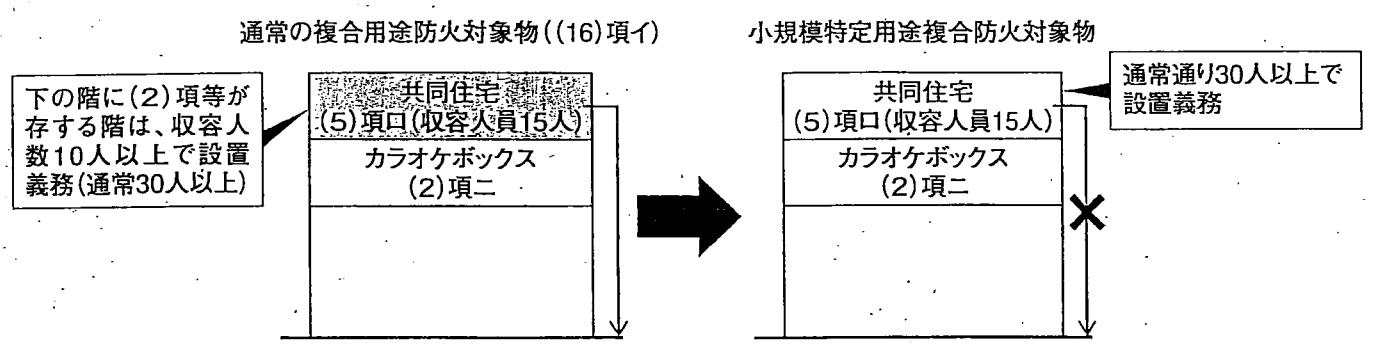

第25条第１項第１号及び第２号に掲げる防火対象物の階が次の①から③まで（当該階が２階であり、かつ、２階に令別表第１（２）項及び（３）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあっては①及び③）のいずれにも該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができることとした。

①下階に令別表第１（１）項から（２）項ハまで、（３）項、（４）項、（９）項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

②当該階（当該階に規則第４条の２の２第１項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が２以上設けられていること。

③収容人員が、令第25条第１項第１号に掲げる防火対象物の階にあっては20人未満、同項第２号に掲げる防火対象物にあっては30人未満であること。

令第25条第１項第１号及び第２号の括弧書きの規定は、下階に出火危険性の高い用途に供される部分が存する場合に上階の避難器具の設置基準に係る収容人数の要件を強化するものであり、令別表第１（２）項ニに掲げる防火対象物の用途も当該出火危険性の高い用途に該当している。

本規定は、令別表第１（２）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分がみなし従属の適用除外とされ、当該（２）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の上階が令第25条第１項第１号及び第２号の括弧書きの規定の適用を受けることにより、設置が義務付けられることになる避難器具の設置免除を定めたものである。

ただし、下階に令別表第１（２）項ニ以外の出火危険性の高い用途に供される部分が存する階（上記①関係）、令第25条第１項第５号に掲げる防火対象物と同様避難階又は地上に直通する階段が２以上設けられていない階（上記②関係）及び収容人員が令第25条第１項第１号に掲げる防火対象物の階にあっては20人以上、同項第２号に掲げる防火対象物にあっては30人以上の階（上記③関係）については、下階に存する令別表第１（２）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分にみなし従属が適用されていた場合であっても避難器具の設置が義務付けられることから、設置免除の対象外とした。

なお、上記②の要件は、みなし従属が適用された場合であっても、令第25条第１項第５号の規定により避難器具の設置が必要となる階について、設置免除の対象外とするものであるが、当該階が２階であり、かつ、２階に令別表第一（２）項及び（３）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合には、令第25条第１項第５号の規定は適用されないことから、上記②の要件は適用しない。

４　誘導灯を設置することを要しない部分（第28条の２第１項及び第２項関係）

誘導灯を設置することを要しない部分として令26条第１項に規定する「総務省令で定める部

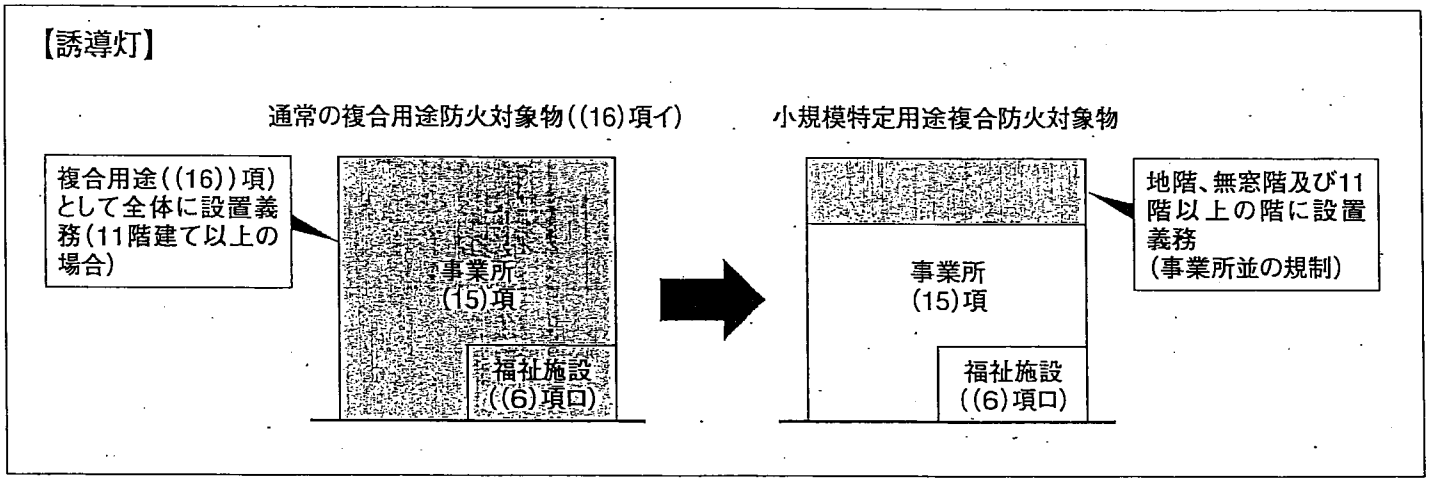

分」に、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物の地階、無窓階及び11階以上の階以外の部分を追加することとした。

ただし、令別表第１(９)項ロに掲げる防火対象物は、令26条第１項の規定により、地階、無窓階及び11階以上の階以外の部分にも誘導灯の設置が義務付けられており、特定用途及び令別表第１(９)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のみから成る小規模特定用途複合防火対象物については、みなし従属が適用された場合であっても地階、無窓階及び11階以上の階以外の部分にも誘導灯の設置が義務付けられることから、設置免除の対象外とした。

５　特定小規模省令の改正に関する事項

特定小規模施設用自動火災報知設備は、延べ面積が300㎡未満のみなし従属適用除外用途に供される防火対象物及びみなし従属適用除外用途に供される部分が存する延べ面積が300㎡未満の複合用途防火対象物にのみ設置できることとされていたが、今回41号通知及び規則の改正により、延べ面積が300㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物のうち、みなし従属適用除外用途に供される部分及び感知器免除部分のみから成るものについては、従前特定小規模施設用自動火災報知設備が設置できることとされてきた防火対象物と同様、床面積300㎡未満のみなし従属適用除外用途に供される部分のみに自動火災報知設備を設置するものであることから、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を認めることとした。

６　その他(規則第12条第１項第４号及び第23条第４項第７号ヘ関係)

小規模特定用途複合防火対象物については、延べ面積1,000㎡以上であっても、非常電源専用受電設備が使用できることとしたほか、規則第23条第４項第７号ヘに規定する特定一階段等防火対象物には該当しないこととした。

７　施行期日について

規則及び特定小規模省令の改正については、平成27年４月１日から施行することとした。ただし、消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)の施行に伴う規定の整備(令別表第１(６)項イの細分化及び、同項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物に対するスプリンクラー設備の設置義務化)については、平成28年４月１日から施行することとした。

●おわりに

今回公布した省令については、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について」(平成27年２月27日付け消防予第82号)を地方公共団体宛てに通知した。今後、参考資料及び執務資料を、別途作成の上、送付することとしているほか、改正省令の円滑な施行に向け、必要な情報提供等を行っていく予定である。

歩きスマホ等に係る事故に注意!!

東京消防庁

1 年別救急搬送人員

東京消防庁管内※1で平成22年から平成26年※2までの5年間で、歩きながら、自転車に乗りながら等の携帯電話、スマートフォン等に係る事故により152人が救急搬送されました。救急搬送された人の年別救急搬送人員では、平成26年は前年と比べて6人減少しました(図1)。

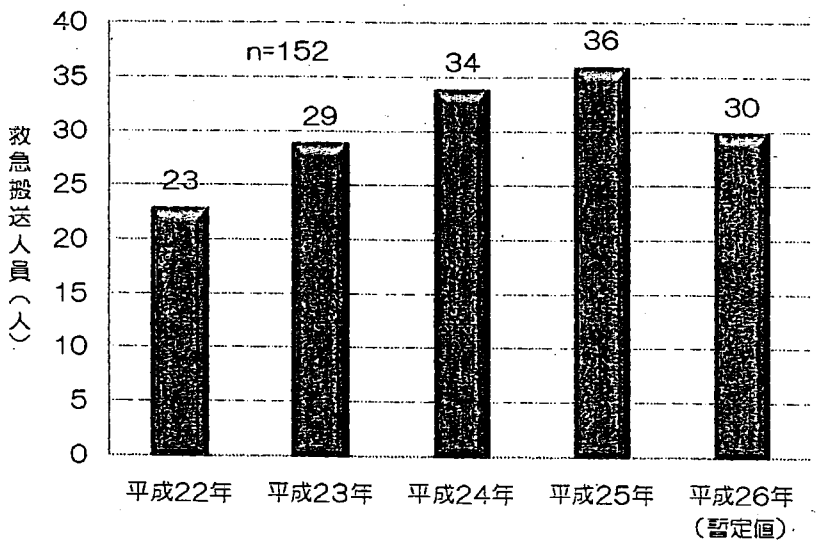

図1 年別の救急搬送人員

2 年齢区分別救急搬送人員

年齢区分別の救急搬送人員では、40歳代が36人と最も多く、20歳代から40歳代の搬送が多くなっています(図2)。

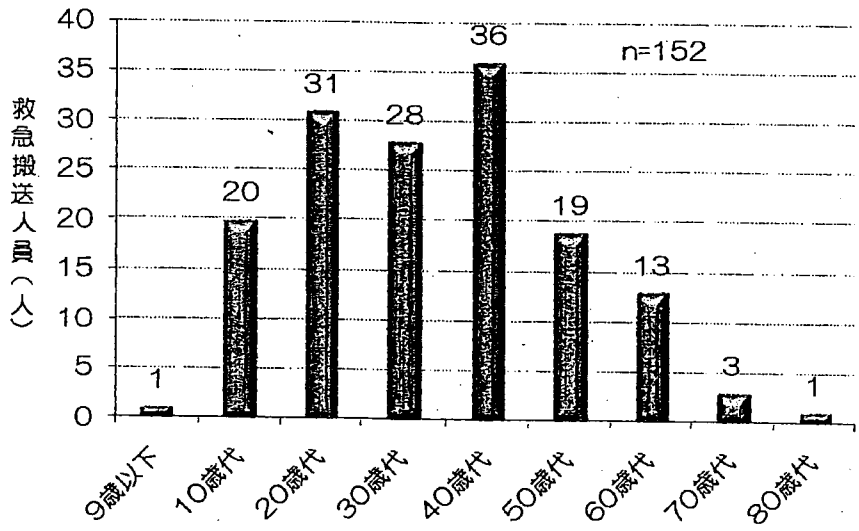

図2 年齢区分別の救急搬送人員(平成22年～26年)

3 事故種別ごとの救急搬送人員

事故種別ごとの救急搬送人員では、「ぶつかる」が65人と最も多く、全体の約43%を占めており、次いで「ころぶ」が43人、「落ちる」が38人となっており、この3つの種別で約96%を占めています(図3)。

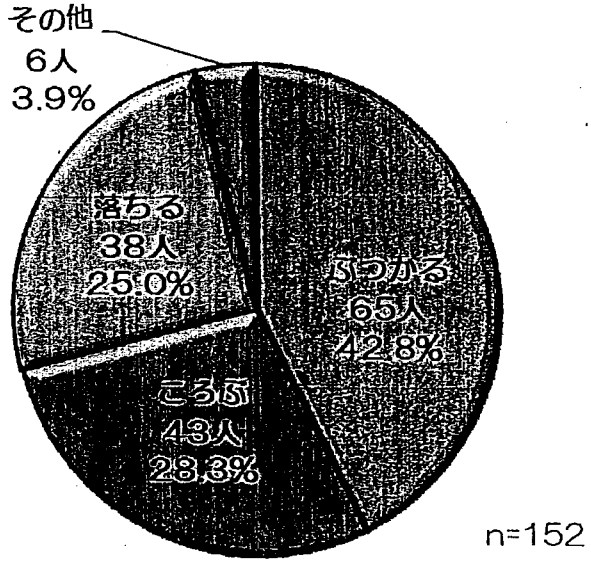

図3 事故種別ごとの救急搬送人員(平成22年～26年)

4 救急搬送直後の初診時程度

救急搬送直後の初診時程度は、全体の8割以上が軽症でしたが、入院の必要があるとされる中等症以上も30人発生しています(図4・表1)。

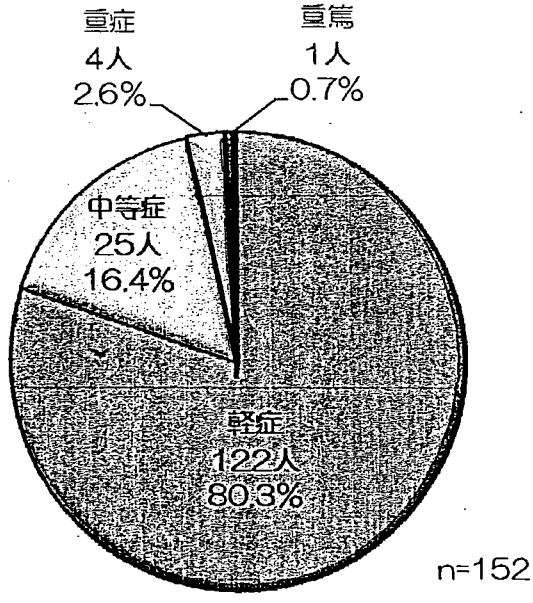

図4 救急搬送時の初診時程度(平成22年～26年)

表1 年代別救急搬送時の初診時程度(平成22年～26年) 単位:人

初診時程度	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	総 計
軽 症		16	25	25	29	13	10	3	1	122
中等症	1	3	6	3	6	4	2			25
重 症		1				2	1			4
重 篤					1					1
総 計	1	20	31	28	36	19	13	3	1	152

備考)軽 症:入院を要しないもの
中等症:生命に危機はないが入院を要するもの
重 症:生命の危機が強いと認められたもの
重 篤:生命の危機が切迫しているもの

5 場所別の救急搬送人員

場所別の救急搬送人員では、「道路・交通施設」が122人と最も多く全体の8割以上を占めており(図5)、その中でも「駅」での発生が38人となっていました。

また、一歩間違えば重大事故につながるおそれのある駅ホームから線路上に転落する事故により、平成23年に3人、平成24年に1人、平成25年に4人が救急搬送されています。

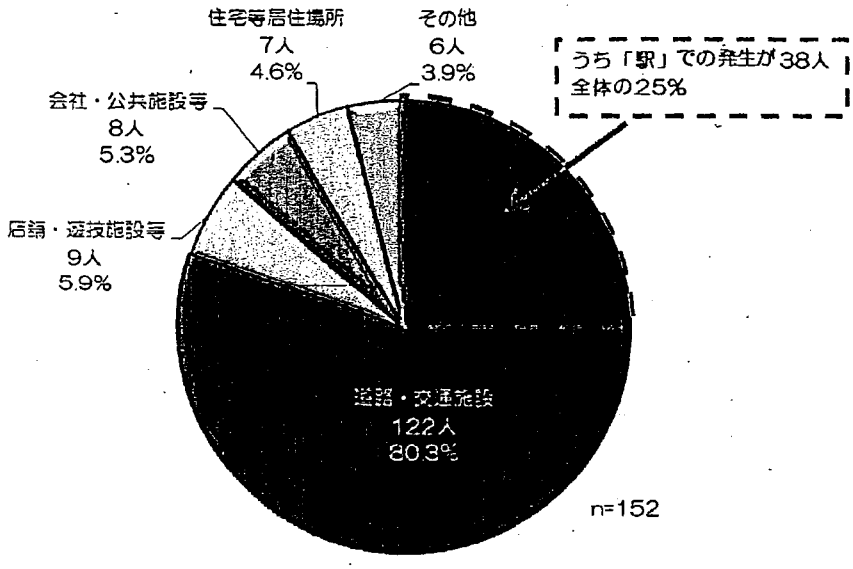

図5 場所別の救急搬送人員(平成22年～26年)

6 発生時の動作別の救急搬送人員

発生時の動作別の救急搬送人員では、「操作しながら」が55人と最も多く全体の約36%を占めており、次いで「画面を見ながら」が38人、「通話しながら」が26人となっています(図6)。

また、その内訳をみると、歩行中に「操作しながら」、「画面を見ながら」の受傷が多くなっていましたが、自転車で走行中の受傷も35人と全体の約23.0%を占めていました(表2)。

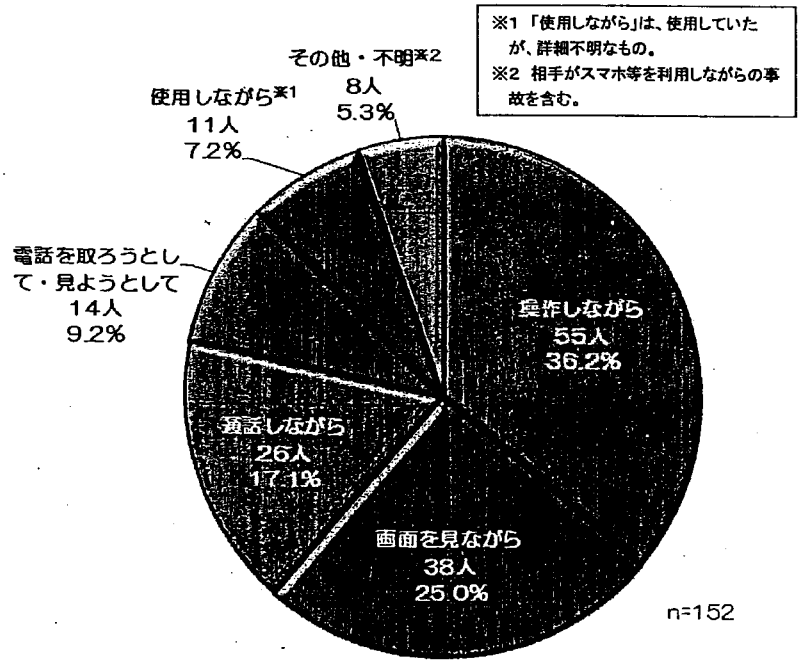

図6 発症時の動作別の救急搬送人員(平成22年～26年)

表2 発症時の動作別の救急搬送人員の内訳(平成22年～26年) 単位:人

	操作しながら	画面を見ながら	通話しながら	電話を取ろうとして電話を見ようとして	使用しながら	その他	総 計
歩きながら	36	32	17	3	10	5	103
自転車で走りながら	15	6	2	8	1	3	35
走りながら	0	0	1	1	0	0	2

その他	4	0	6	2	0	0	12
総　計	55	38	26	14	11	8	152

7 事故事例

ぶつかった事例

駅構内をスマートフォンを操作しながら歩行中、正面から歩いて来た歩行者とぶつかり、後ろ向きに転倒し頭と腰を受傷したもの。
【平成26年8月 43歳 女性 軽症】

携帯電話を操作しながら歩行中に、電柱と接触し顔面を受傷したもの。
【平成26年8月 63歳 男性 軽症】

ころんだ事例

携帯電話を扱いながら歩行中、ポールに躓き転倒し、ブロック角で顔面を受傷したもの。
【平成26年4月 44歳 男性 中等症】

左手に鞄を持って、右手で持った携帯電話で通話しながら歩行中、地下鉄駅出口の約10センチメートルの段差部分で躓いて転倒し受傷したもの。
【平成26年11月 59歳 女性 軽症】

落ちた事例

携帯電話を操作しながら校舎内の階段を降りていたところ、足を踏み外し5～6段程度転落、受傷したもの。
【平成26年2月 16歳 女性 軽症】

携帯電話を使用しながら駅を歩行中に、誤って階段約20段を転落し、全身を受傷したもの。
【平成26年4月 59歳 女性 重症】

駅ホームから転落した事例

駅のホームで携帯電話を操作しながら歩行中、線路上へ誤って転落し受傷したもの。なお、接触はしなかったが、直後に電車の進入があった。
【平成25年5月 10歳 男児 重症】

駅のホームで携帯電話を見ながら歩行中に誤って線路に転落し受傷したもの。
【平成25年12月 40歳 男性 中等症】

自転車で走行中に受傷した事例

自転車で走行中、スマートフォンを操作しながら運転していたため、高さ1メートルの道路脇の用水路に転落したもの。
【平成26年4月 16歳 男性 軽症】

携帯電話を操作しながら下り坂を自転車で走行中、ガードレールに気付かず衝突し受傷したもの。
【平成26年11月 19歳 男性 中等症】

相手にけがをさせた事例

歩行中に携帯電話を見ていた女性に衝突され、転倒し受傷したもの。
【平成25年5月 82歳 女性 軽症】

路上を歩行中、正面から携帯電話を見ながら自転車を引いて歩いている男性と接触し受傷したもの。
【平成26年3月 41歳 男性 軽症】

事務局だより

◎組合（事務局）情報

職員の交替：４月２０日をもって山崎紀子（契約社員）が退職し、
４月２１日より野村幸世（正規社員）が就労しました。

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の**賠償責任保険：**
三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●**自動車共済制度**：
関東自動車共済共同組合と提携しています。

●**団体傷害補償制度：**
三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ ご注文は今後もFAXでお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後ともFAXでお願いいたします。